改正前

名古屋市障害児(者)日中一時受入事業実施要綱

第1条~第2条 (略)

(対象者)

- 第3条 日中一時受入事業の対象者は、本市に居住地を有する者のうち、在 <u>宅の障害児、知的障害者、重症心身障害児(者)であって、</u>法第5条第8項 に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)に係る法第19条第1項 に規定する支給決定を受けた者(以下「対象者」という。)とする。ただし、 次の各号に該当する者は、対象者としないものとする。
- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律の規定に基づいて、医療機関等への入所が 適当であると認められる者
- (2) 専門医療機関での医療を受ける必要があると認められる者

第4条~第19条 (略)

別表1

- 1 日額単価表
- (1) 障害児(略)
- (2) 知的障害者

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
4時間まで	1,334円	1,334円	1,529円	1,692円	2,050 円	2,418円
4 時間超 8 時間まで	2,657円	2,657円	3,047円	3, 383 円	4, 109 円	4,825円
8 時間超	3,990円	3,990円	4,576 円	5,074 円	6, 159 円	7,243 円

改正後

名古屋市障害児(者)日中一時受入事業実施要綱

第1条~第2条 (略)

(対象者)

第3条 日中一時受入事業の対象者は、本市に居住地を有する者のうち、<u>法</u>第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児であって、 在宅である者かつ法第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)に係る法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者(以下「対象者」という。)とする。ただし、次の各号に該当する者は、対象者としないものとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律の規定に基づいて、医療機関等への入所が適 当であると認められる者
- (2) 専門医療機関での医療を受ける必要があると認められる者

第4条~第19条 (略)

別表 1

- 1 日額単価表
- (1) 障害児(略)

(2) <u>障害者</u>

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
4時間まで	1,334円	1,334円	1,529円	1,692円	2,050円	2,418円
4時間超8時間まで	2,657円	2,657円	3,047円	3, 383 円	4, 109 円	4,825円
8 時間超	3,990円	3,990円	4,576 円	5,074円	6, 159 円	7, 243 円

(第1号様式)

名古屋市障害児(者)日中一時受入事業者登録申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 所在地

(法人) 名称

代表者職氏名

名古屋市における日中一時受入事業者の登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

	フ リ ガ ナ 名 称								
申請	主たる事務所 の 所 在 地	(〒	-)				
者	主たる事務所の 連 絡 先	電話番号				FAX番	:号		
	代表者の職氏名	職名				フリガ 氏	ナ 名		
	フ リ ガ ナ 名 称								
日中	事業所の 所在地	(∓	-)				
_	管理者の職氏名	職名				フリガ 氏	ナ 名		
時	事業所の連絡先	電話番号				FAX番	号		
受	事 来 別 の 理 裕 尤	メール							
入事	日 中 一 時 受 入 事 業 の 利 用 対 象 者 (該 当 に ○)	障	害児 ・ <u>知</u>	的障害者_	• 重症心	身障害児	· 1	症心身障害者	Ť
業	日 中 一 時 受 入 事 業 の 定 員 (受入可能)人数		, ,						
所	人 員 の 員 数 等 (生活介護事業所は	職種	<u> </u>						
0	(王佰万 暖事業所は 利用者の受入時に配 置予定の日中一時受	員 常勤(人)	***************************************						
内	入 支 援 員)	数 非常勤(人)					н ф.	一時の登録	た戸ける
容	指定障害福祉す	ナービスの	事業所番	号 指定	官を受けている都	3道府県市		一時の登録 」(該当	
							短期刀	人所・生活介護	痩・その他

(添付書類)

- 1 日中一時受入事業所の平面図
- 2 日中一時受入事業所の運営規程
- 3 その他登録に関し市長が必要と認める書類

(備考)

- 1 「受付番号」欄には記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 3 指定障害福祉サービスの事業者番号及び指定を受けている都道府県市の欄は、日中一時受入事業所として登録 する事業所に係る事業者情報を記入してください。

(第1号様式)

名古屋市障害児(者)日中一時受入事業者登録申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 所在地

(法人) 名称

代表者職氏名

名古屋市における日中一時受入事業者の登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

	フ リ ガ ナ 名 称									
申請	主たる事務所 の 所 在 地	(∓	=)					
者	主たる事務所 の 連 絡 先	電話番号					FAX₹	番号		
	代表者の職氏名	職名					フリカ 氏	iナ 名		
	フ リ ガ ナ 名 称									
日中	事業所の 所在地	(〒	-)					
-	管理者の職氏名	職名					フリカ 氏	iナ 名		
時	+ # + 4 +	電話番号					FAX₹	番号	,	
受	事業所の連絡先	メール						•		
入	日 中 一 時 受 入 事 業 の		暗宝児	・ 陪宝者	. 1	14.小記	谙 宝	 重症, 	心身障害者	
事	利 用 対 象 者 (該 当 に 〇)	'	17070	1400		EMECAI	4 076	<u> </u>	021700	
業	日 中 一 時 受 入 事 業 の 定 員 (受入可能)人数	Α.								
所	人員の員数等	職種	I							
Ø	(生活介護事業所は 利用者の受入時に配	高 常勤(人)					_			
内	置予定の日中一時受 入 支 援 員)	数 非常勤(人)	-						***************************************	
容	指定障害福祉士	ナービスの	事業所	番 号	指定を受	けている都	道府県市		- 時の登録: (該 当	
								短期入	所・生活介護	・その他

(添付書類)

- 1 日中一時受入事業所の平面図
- 2 日中一時受入事業所の運営規程
- 3 その他登録に関し市長が必要と認める書類 (備考)
- 1 「受付番号」欄には記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 3 指定障害福祉サービスの事業者番号及び指定を受けている都道府県市の欄は、日中一時受入事業所として登録する事業所に係る事業者情報を記入してください。

(第2号様式)~(第5号様式)(略)

(第2号様式)~(第5号様式)(略)

<u>附 則</u>

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。